

特定公共的施設整備計画(変更)届出書

世田谷区長 あて

届出者 住所

氏名

印

(法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例第14条の規定に基づき特定公共的施設の工事について、下記のとおり届け出ます。

記

1 所在地(住所)	世田谷区		
2 名 称			
3 種 類	道路 公園・緑地等 動物園・植物園・遊園地 公共交通施設 路外駐車場		
4 工事の種別	新設		改修
5 規 模 等	道路 延長 m	面積	m <sup>2</sup>
	公園(公園・緑地等 動物園・植物園・遊園地)	敷地面積	m <sup>2</sup>
	公共交通施設	面積	m <sup>2</sup>
	路外駐車場	駐車可能台数 台	面積 m <sup>2</sup>
6 工事着手予定日	年 月 日	7 工事完了予定日	年 月 日
8 代 理 人	住所及び名称		
	氏名	電話番号	

※回答(確認)欄			
※決裁欄	担 当	係 長	課 長

注意

1. この届出書は、世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則(以下「規則」という)別表第1に定める道路、公園、公共交通施設及び路外駐車場で特定公共的施設の欄に定める施設に使用してください。
2. 「3種類」及び「4工事の種別」の欄は、該当事項を○で囲んでください。
3. ※欄には、記入しないでください。
4. 規則第13条第2項の別表第14に定める図書を添付してください。
5. 届出書は、正副2部提出してください。

受領日 年 月 日 印

別表第14（第13条、第17条関係）

区分	添付書類
建築物	1 区長が別に定める特定公共的施設整備項目表 2 案内図、配置図、平面図及び断面図 3 その他区長が必要と認める書類
道路	1 区長が別に定める特定公共的施設整備項目表 2 案内図、平面図及び標準断面図 3 その他区長が必要と認める書類
公園	1 区長が別に定める特定公共的施設整備項目表 2 案内図、平面図及び詳細図 3 その他区長が必要と認める書類
公共交通施設	1 区長が別に定める特定公共的施設整備項目表 2 案内図、配置図、平面図及び断面図 3 その他区長が必要と認める書類
路外駐車場	1 区長が別に定める特定公共的施設整備項目表 2 案内図及び配置図 3 その他区長が必要と認める書類
集合住宅	1 区長が別に定める集合住宅整備項目表 2 案内図、配置図、平面図及び断面図 3 その他区長が必要と認める書類

# 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例 特定公共的施設整備項目表（公園）

(遵)遵守基準		不特定かつ多数の者が利用する部分				
(整)整備基準		不特定又は多数の者が利用する部分				
整備項目	整備基準	整備内容等			審査欄	
					(遵)	(整)
1 出入口	1 出入口は次の構造(3に定める園路に接続困難な出入口には、整備基準に適合した出入口の位置を明示する案内板設置)	有	無	理由:		
	幅は120cm以上 *遵守基準:やむを得ない場合90cm以上		cm	理由:		
	路面に段差を設けない	良	否			
	出入口から公園内外へ150cm以上の水平面を確保(やむを得ない場合除く)		cm	理由:		
	点状ブロック、舗装材の変化等により道路との境界を明示	有	無	点状ブロック 舗装材の変化		
	直接車道と接する場合、境界部分に2cmの段差設置	有	無			
	2 道路等から出入口までの歩行者用通路と、車路を分離	有	無			
	3 車止めさくは、車いす使用者等が円滑に通行できる構造	良	否			
	4 券売機及び入場口は利用しやすい位置に設置	良	否			
	5 入場口の1以上の幅は90cm以上		cm			
6 券売所から入場口までに至る経路及び入場口の通路の1以上に視覚障害者誘導用ブロックを連続して敷設	有	無				
2 駐車場	全駐車可能台数		台			
	車いす使用者用駐車施設を設置					
	1 200台以下の場合: 全数×1/50 200台を超える場合: 全数×1/100+2		台			
	車いす使用者用駐車施設の幅は350cm以上		cm			
	車いす使用者用駐車施設は園路に接続しやすい位置に設置	良	否			
	車いす使用者用駐車施設である旨を見やすい方法で表示	良	否			
	車いす使用者用駐車施設は傾斜部に設けない	良	否			
	2 駐車場出入口から車いす使用者用駐車施設までの経路誘導表示設置	有	無			
3 車いす使用者用駐車施設から公園出入口までの通路の1以上の幅は、120cm以上		cm				
4 通路面に段差を設けない	良	否				
3 園路(敷地境界から1に定める出入口に至る経路も含む)	1 次の構造の園路を1以上設置	有	無			
	1に定める出入口及び2に定める駐車場に接続	良	否			
	幅は180cm以上 *遵守基準:やむを得ない場合、50m以内ごとに車いすが回転できる場所を確保した上で120cm以上		cm	理由:		
	縦断こう配は4/100以下(傾斜路設置の場合除く) *遵守基準:やむを得ない場合8/100以下		/100	理由:		
	縦断こう配3/100以上4/100以下が50m以上続く場合、途中に150cm以上の平坦な部分を設置	有	無			
	路面に段差を設けない *遵守基準:傾斜路併設の場合除く	良	否			
	縁石、段差等により段差を解消する場合のすり上げ幅は100以下(やむを得ない場合8/100以下、段差を残す場合2cm以下)		/100	理由:		
	横断こう配1/100以下(特別な理由がある場合2/100以下)		/100	理由:		
	園路に附帯する観覧場所、休憩場所には、車いすが安定して停止できる平坦部分の設置	有	無			
出入口・便所に接続する園路の部分に視覚障害者誘導用設備を設置 *遵守基準:園路の要所に設置	有	無				
4 階段	1 回り階段としない *遵守基準:やむを得ない場合除く	良	否	直階段 折れ曲がり階段		
	2 幅は150cm以上 *遵守基準:120cm以上		cm			
	3 高さ300cm以内ごとに150cm以上の踊場を設置	有	無			
	4 始終点に150cm以上の平坦部を設置	有	無			
	5 踊場を含め、両側に連続して手すり設置 *遵守基準:やむを得ない場合除く	有	無			
	6 手すり端部付近に、階段の通ずる場所を点字で貼付	有	無			
	7 両側に立ち上がりを設置(側面が壁面の場合不要)	有	無			
	8 踏面及びげあげの寸法は一定	良	否			
	9 踏面は識別しやすく、つまづきにくい構造	良	否			
	10 園路に階段を設ける場合、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設	有	無			
	11 始終端部に近接する路面に点状ブロックを敷設	有	無			

# 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例 特定公共的施設整備項目表（公園）

整備項目	整備基準	整備内容等		審査欄	
				(遵)	(整)
5 階段若しくは段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	1 幅は180cm以上 *遵守基準:120cm以上(階段等に併設する場合90cm以上)	cm			
	2 縦断こう配は5/100以下(高さ75cm以下の場合、8/100以下)	/100			
	3 高さ75cm以内ごとに150cm以上の踊場を設置	cm			
	5 始終点に150cm以上の平たん部設置	有 無			
	6 折り返し部分に150cm以上の平たん部設置	有 無			
	5 横断こう配は設けない	良 否			
	6 両側に連続して手すり設置 *遵守基準:やむを得ない場合除く	有 無			
	7 両側に立ち上がりを設置(側面が壁面の場合は除く)	有 無			
6 舗装材料	8 両側に縁石又は側壁を設置	有 無			
	8 始終端部に近接する路面に点状ブロックを敷設	有 無			
	1 公園・緑地等及び動物園・植物園・遊園地は次のもの				
	1の出入口、3の園路、4の階段、5の傾斜路				
	平たんでぬれても滑りにくい仕上げ	良 否	舗装材料( )		
	水はけの良い仕上げ	良 否			
	2の駐車場				
	平たんでぬれても滑りにくい仕上げ	良 否	舗装材料( )		
7 排水溝等	2 庭園は、次のもの				
	1の出入口				
	平たんでぬれても滑りにくい仕上げ	良 否	舗装材料( )		
	水はけの良い仕上げ	良 否			
	2の駐車場				
	平たんでぬれても滑りにくい仕上げ	良 否	舗装材料( )		
	1 つえ、車いすのキャスター、靴のかかと等が落ち込まない構造のふた	有 無	溝幅 = mm		
	2 園路と段差が生じないように設置	良 否			
8 転落防止設備	さく、視覚障害者誘導用ブロック等転落防止設備の設置	有 無	視覚障害者誘導用ブロック さく その他( )		
	9 休憩所(設ける場合)				
9 休憩所(設ける場合)	1 次の構造の休憩所を1以上設置	有 無			
	出入口の幅は120cm以上(やむを得ない場合80cm以上)	cm	理由:		
	段差を設けない(やむを得ない場合傾斜路を併設)	良 否	理由:		
	車いす使用者等の円滑な利用に適した広さを確保	良 否			
10 ベンチ・野外卓	1 ベンチは、休憩及び鑑賞等にふさわしい場所に設置	箇所			
	2 野外卓には150cm以上の平たん部を設置	cm			
	3 野外卓下部に高さ65cm以上、奥行き45cm以上の空間設置	有 無	高さ cm 奥行き cm		
	4 売店又は飲食施設を一体の野外卓のいす又はベンチは可動式等	有 無	可動式 その他( )		
11 水飲み・手洗場	1 飲み口は上向き	良 否			
	2 飲み口までの高さは70cm以上80cm以下	cm			
	3 下部に高さ65cm以上、奥行き45cm以上の空間設置	有 無	高さ cm 奥行き cm		
	4 使用方向に150cm以上×150cm以上の平たん部を設置	有 無	高さ cm 奥行き cm		
12 案内板等(設ける場合)	1 園内の要所に案内板等を設置	有 無			
	2 車いすで利用可能な園路及び施設を表示	良 否			
	3 文字の大きさ、色調、明度に配慮	良 否			
	4 平仮名、ピクトグラム、ローマ字等による標示を併用(JIS Z8210に定められているときはこれに適合させる)	有 無	平仮名 ピクト(絵文字) ローマ字等( )		
	5 わかりやすい場所に配置し、車いす使用者等に配慮した高さ	cm	表示板面の中心高		
	6 通行の支障とならないよう通路に突出しない位置に設置(突出する場合は案内板下端が地上から250cm以上)	良 否			
	7 園内の要所(園路・傾斜路・階段除く)に視覚障害者誘導用設備を設置	有 無			

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例  
 特定公共的施設整備項目表（公園）

整備項目	整備基準	整備内容等		審査欄	
				(遵)	(整)
13 便所	1 便所(男女別の場合はそれぞれ)は次の構造				
	出入口幅は85cm以上 *遵守基準:やむを得ない場合80cm以上	cm	理由:		
	段差を設けない(設ける場合は下記の構造の傾斜路設置)	良 否			
	出入口前に150cm×150cm以上の平たん部を設置	有 無			
	傾斜路の幅は90cm以上	cm			
	こう配は5/100以下(高さ16cm以下の場合12/100以下、高さ75cm以下の場合8/100以下)	/100			
	平たんな仕上げ	良 否	舗装材料( )		
	ぬれても滑りにくい仕上げ	良 否			
	オストメイト対応汚物流しを設置	有 無			
	オストメイト対応汚物流しを設置した旨を表示	有 無			
	小便器は1以上を光感知式等の自動洗浄装置付の受け口の高さ35cm以下とし、その1以上の付近に手すり設置	有 無			
	2 同項1の便所内部又は近接した位置に車いす使用者用便房を1以上設け、出入口にその旨を表示	有 無			
	戸は車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	良 否			
	車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保	有 無			
	腰掛式の大便秘器、洗浄装置、汚物入れ、手すり等を適切な位置に設置	有 無			
	3 同項1の便所内部の車いす使用者用便房以外の部分は次の構造	良 否			
	主たる出入口の戸は車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	良 否			
	車いす使用者が円滑に通行できる十分な空間を確保	良 否			
	大便秘器は1以上を腰掛式とし、手すり設置	箇所			
	便房の戸に腰掛式の大便秘器である旨を表示	有 無			
	主たる出入口に車いす使用者を含むすべての者が利用することができる旨を表示	有 無			
	4 車いす使用者用便房を内部に設置しない便所に大便秘器を設ける場合は、次の構造	有 無			
	大便秘器は1以上を腰掛式とし、手すり設置	箇所			
	便房の戸に腰掛式の大便秘器である旨を表示	有 無			
5 ベビーベッドその他おむつ交換ができる設備を設置し、その旨を表示	有 無				
6 表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設置(JIS Z8210に定められているときはこれに適合させる)	有 無				
14 公園内建築物・屋内設備	便所及び休憩所以外の公園内の建築物並びに屋内設備は建築物の整備基準及び遵守基準を準用	良 否			
15 公園内運動施設	1 1に定める出入口の整備基準を準用				
	幅は120cm以上	cm	理由:		
	路面に段差を設けない	良 否	理由:		
	出入口から公園内外へ150cm以上の水平面を確保	cm			
	点状ブロック、舗装材の変化等により道路との境界を明示	有 無	点状ブロック 舗装材の変化		
	直接車道と接する場合、境界部分に2cmの段差設置	有 無			
	2 車いす使用者等が休憩し、又は待機できる場所を設置	有 無			
	16 券売機・電話ボックス	1 券売機の金銭投入口等は車いす使用者の手が届く高さに設置	cm		
2 券売機カウンターに切込み又はけこみ付券売機	有 無	切込み けこみ付券売機			
3 券売機には料金等を点字で表示	有 無				
4 料金表は、内容を容易に読み取ることができるような文字の大きさとし、高齢者、障害者が見やすい位置に設置	良 否				
5 電話ボックスは1以上を車いす使用者が利用できる構造とし、出入口、売店付近又は主要な園路に接する平たんな位置に設置	有 無				
17 その他の施設等	利用者が視覚、聴覚、きゅう覚等により、自然環境等を感じることができるような空間、施設等を配置する	有 無			

## 特定公共的施設整備完了届出書

世田谷区長                      あて

次の特定公共的施設の工事が完了したので、世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例第16条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 所在地	
2 名称	
3 届出者	住所
	氏名                                      ⑩ 電話番号
4 届出	年 月 日
5 届出番号	第                      号
6 完了	年 月 日
7 代理人	住所及び名称
	氏名                                      ⑩ 電話番号
8 備考	

確認事項欄      （記入しないでください）			
確認年月日	年                      月                      日		
回答欄 （確認欄）			
建築物・道路・公園・公共交通施設・路外駐車場			
決裁欄	担当	係長	課長
注意 1. 整備完了写真及び写真の撮影位置、方向を明示した図面を添付してください。 2. 届出書は、正副2部提出してください。			

受領日      年      月      日      ⑩